

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、栃木県作業療法士会（以下、本会）の事業に伴う謝金の支払基準を定めるものである。

(謝金の定義)

第2条 規定に言う謝金とは、雇用契約がない第三者（本会事業への協力者）に対し、本会が感謝の意として支払う金銭であり、労働の対価として支払う金銭ではない。

(支給対象者及び支払基準)

- 第3条 講師料および座長料、協力者謝金、原稿料の支払対象者及び支払基準においては別表1から5に定めることとする。
- 2 別表1から5に掲げる対象者以外に支給する場合は、理事会に諮り出席理事の過半数の承認を得なければならない。
 - 3 支給単価1時間に端数が生じたときは30分単位で支給し、30分に満たない場合は15分未満切り捨て、15分以上切り上げて算出する。

(謝金の種類)

第4条 謝金の種類は、講師料及び座長料、協力者謝金、原稿料、旅費とする。

(1) 講師料

- ① 講師謝金は、本会が主催する学会・研修会・講習会等における講演又は講義、実技指導に対して支払う。
- ② 講師謝金の基準額は、別表1に掲げる。但し、前1項に該当しないもの及び支払い基準を超える場合については、その都度理事会で定める。

(2) 座長料

- ① 本会が主催する学会の特別講演・教育講演、公開講座における座長
- ② 本会主催の学会、リハビリテーションフォーラムにおけるシンポジウム等に参加するコーディネーター・シンポジスト・パネリスト等
- ③ 現職者共通研修事例検討報告会・MTDLP事例検討会におけるファシリテーター、MTDLP基礎研修の助言者、臨床実習指導者講習会世話人
- ④ ①から③に対して座長謝金を支払う。座長料の基準額は別表2と別表3に掲げる。

(3) 協力者謝金

- ① 協力者謝金は、本会主催の研修会におけるファシリテーターに対して支払う。
- ② 協力者謝金の基準額は別表4に掲げる。

(4) 原稿料

- ① 原稿料は本会から依頼した発行物への原稿執筆に対して支払う。
- ② 発行物とは、本会が発行する学術誌・会報誌・周年記念誌とする。
- ③ 原稿料の基準額については、別表5に掲げる。

(5) 旅費

- ① 旅費（交通費・宿泊費等）は、本会の旅費交通費規程に則って算出し、講師料等と合算して謝金として支払う。
- ② 旅費を立替払いした場合は、領収書の提出をもって、本会旅費交通費規程に基づき、実費相当額を支給する。

(謝金の支払い)

第5条 謝金は、支給対象者本人に対して支払い、原則として現金及び銀行振込並びに郵便振替とする。

- 2 現金で支給する場合には、別記第1号様式を受領証を収受しなければならない。受領証の宛名は本会とし、但し書は支払基準の題目とする。
- 3 金融機関口座への振込の場合、別記第2号様式の振込依頼書に記載された金融機関口座への現金振込とする。

(源泉徴収)

第6条 謝金の支払にあたっては、法令に基づき源泉所得税を徴収し、その控除後の金額を支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会が法人に対して謝金を支払う場合は源泉徴収を行わない。

(規定外事項)

第7条 この規程に定めていない事項については、理事会での審議を経て、会長が別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会において行う。

附則 本規程は、平成26年9月18日より施行する。

本規程は、平成28年2月4日から一部改定により施行する。

本規程は、令和6年4月1日から一部改定により施行する。

本規程は、令和7年6月29日から一部改定により施行する。

別表1 講師料支払基準

支払対象区分		1 時間当り支払額 (税込)	
		講演・講義 実習指導・演習指導・実技指導 (1 時間当り支払額・税込)	
講師 基準	A	大学教授、官公庁局部長級、民間企業役・法人役員、著名民間専門家、著名ジャーナリスト、医師 (a)、弁護士等 (a)、公認会計士(a)	13,700 円
	B	大学准教授、短大・高専教授、校長・園長、官公庁課長級、民間企業上級管理者層、民間専門家、ジャーナリスト、医師 (b)、弁護士等 (b)、公認会計士 (b)、認定・専門作業療法士	12,200 円
	C	大学講師、短大・高専准教授、副校長・教頭、官公庁課長補佐級、民間企業管理者層、作業療法士等 (a)	10,500 円
	D	大学助教・助手、短大講師・助教・助手、高専講師・助教・助手、教諭、官公庁係長級、官公庁職員、民間企業監督者層、民間企業職員、民間一般技能者、作業療法士等 (b)	9,500 円
	E	実習・演習・実技の助手	指導者該当区分の半額
特別 基準	1	一般基準による額では不相当であると特に認められる者、又はその額では講義等を依頼することが著しく困難であると認められる者	適当又は必要と認められる額を理事会に諮り、講演等 1 回につき 100,000 円を限度として決定することができる
	2	作業療法士が実施する場合は、本会の会員であり且つ原則的に認定作業療法士または専門作業療法士とし、もしくは該当事業の担当部署長が同等の能力を有するものと認めた者	・一般基準の B~D 区分支払額の 6 割相当額(助手の場合はさらにその半額とする)
(注)			
1. 「講師」とは、本会が主催する学会・研修会等において講演・講義等を行う者をいう。本会会員（正会員・名誉会員）でない外部講師には一般基準を、本会会員が講師を行う場合には特別基準の 2 を適用する。			
2. 「弁護士等」とは、弁護士、裁判官および検事をいう。			
3. (a)は、資格取得後 15 年（16 年目）以上の経験者、(b)は、それ以外の者とする。			
4. 「官公庁」とは、本省又は本庁レベルをいう。			
5. 元職員で、現職による適用区分が明らかでない者については、退職する際の職位による。			
6. 講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。			
7. 「講演・講義」は本会が設定した題目について講師が口述することであり、対面、オンライン、録画の別を問わず、その協力 1 回に対して 1 回の謝金を払う。			
8. 「実習指導・演習指導・実技指導」とは高度に専門的な技術・技能を教授し指導することであり、「実習・演習・実技の助手」は前記の教授・指導に対して補助的な役割を担う者をいう。			

別表2 座長（学会の特別講演・教育講演、公開講座）料支払基準

支払対象区分		1 時間当たり支払額 (税込)	
座 長 基 準	A	大学教授、官公庁局部長級、民間企業役・法人役員、著名民間専門家、著名ジャーナリスト、医師 (a)、弁護士等 (a)、公認会計士(a)	4,000 円
	B	大学准教授、短大・高専教授、校長・園長、官公庁課長級、民間企業上級管理者層、民間専門家、ジャーナリスト、医師 (b)、弁護士等 (b)、公認会計士 (b)、認定・専門作業療法士	3,500 円
	C	大学講師、短大・高専准教授、副校長・教頭、官公庁課長補佐級、民間企業管理者層、作業療法士等 (a)	3,000 円
	D	大学助教・助手、短大講師・助教・助手、高専講師・助教・助手、教諭、官公庁係長級、官公庁職員、民間企業監督者層、民間企業職員、民間一般技能者、作業療法士等 (b)	2,500 円
(注)			
1. 「弁護士等」とは、弁護士、裁判官および検事をいう。			
2. (a)は、資格取得後15年(16年目)以上の経験者、(b)は、それ以外の者とする。			
3. 「官公庁」とは、本省又は本庁レベルをいう。			
4. 元職員で、現職による適用区分が明らかでない者については、退職する際の職位による。			
5. 講師の職種および職名が複数の区分に該当する場合は、上位の区分を選択する。			
6. 本会主催の学会及びリハビリテーションフォーラムにおけるシンポジウム等でのコーディネーター・シンポジスト・パネリスト等についても座長基準を適用する。			
7. 「コーディネーター」とは、シンポジウムでの様々な意見を取り纏め、進行の役割を担う者をいう。			

別表3 座長（別表2以外）料支払基準

支払対象区分	支払額 (税込)
現職者共通研修「10. 事例報告(事例検討報告会)」ファシリテーター	1 事例につき 500 円
MTDLP 事例検討会のファシリテーター	1 事例につき 1,000 円
MTDLP 基礎研修グループワークの助言者	4,000 円
臨床実習指導者講習会世話人	1 日につき 10,000 円

別表4 協力者謝金支払基準

支払対象区分	支払額 (税込)
本会主催の研修会におけるファシリテーター	1 日につき 1,000 円
(注)	
1. 「ファシリテーター」とは、研修会において中立的な立場で円滑に進行する役割を担う者をいう。	

別表5 原稿料支払基準

支払対象区分	支払額 (税込)
学術誌	・ 認定作業療法士以上：400 字につき 1,500 円 ・ その他：400 字につき 1,000 円
会報誌	・ 一投稿：500 円
周年記念誌	・ 400 字につき 2,000 円
(注) 1. 「会報誌」においては本会が依頼した題目について原稿を執筆することであり、本会からの連絡や報告に関する原稿依頼は原稿料支払基準の対象外とする。	

受領証

一社) 栃木県作業療法士会 御中

金額	金 円也
日付	年 月 日
備考	

上記金額を正に受領いたしました。

但し、 _____ として

住所 : _____

氏名 : _____

振込依頼書

申請日 年 月 日

謝金の支払に際して、以下に必要事項をご記載ください。

氏名： _____

住所： _____

電話番号： _____

振込先金融機関

■ 金融機関名	
■ 支店名	
■ 口座種別	普通 ・ 当座
■ 口座番号	
■ 口座名義 (カナ)	